

学内規程の案内

代表的な不正事例

*各事例は、文部科学省平成20年度～平成24年度における競争的資金の使用に関して返還命令及び応募制限措置を行った事例(平成25年3月31日現在)を参考にしています。

本学では研究費の使用に際し、以下の規程等を定めております。

法政大学経営倫理綱領

法政大学における公的研究補助金等の不正使用防止に関する基本方針

法政大学における公的研究補助金等の使用に関する行動規範

法政大学における公的研究費等の不正防止計画〔第三次〕

公的研究補助金等の適切な運営・管理のためのコンプライアンス研修及び誓約書に関する規程

法政大学公的研究補助金等に関する不正防止ガイドライン

公的研究補助金等に係る不正に関する通報制度運用規程

本学における研究費の不正防止対策等は、ホームページ上でご覧いただけます。

研究開発センター ホームページ

<http://kenkai.ws.hosei.ac.jp/index.html>

研究開発センターホームページ内、「不正防止の取り組み」をご覧ください。

経費管理部局から

平成26年2月18日に文部科学省による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の改正が行われました。改正後、研究者及び研究機関に対し不正防止に向けたより厳しい対応が求められております。公的研究費における不正使用が認定された場合、研究費の返還や応募制限のペナルティ等が科されます。また、本学の機関としての責任も問われることとなります。公的研究費の適正な使用に向けた取り組みへのご理解・ご協力をお願い申し上げます。



架空の取引により大学に代金を支払わせ、それを取引業者等に管理させること

架空発注により消耗品等を購入したかのように装い、大学より支出させた補助金を業者に預け金として管理させた上で、必要に応じて大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。



意図して実態の伴わない出張旅費を大学に支払わせること

実態の伴わない旅費の請求あるいは、出張旅費の申請時に大学に申告した内容と異なる交通手段や出張日程を変更したにもかかわらず、その旨を報告をせず、大学に当初の申請額(全額)の支払を行わせることによって過大に旅費の支給を受けていた。

業者に虚偽の請求書等を作成させて、家族の旅費を請求していた。

海外渡航に係る旅費について、研究出張とは見なせない用務が含まれていた。



意図して実態の伴わない作業謝金を大学に支払わせること

欠勤していた特任研究員等の謝金を請求していた。

研究協力者である学生に虚偽の出勤簿を作成させ、大学に謝金の架空請求を行わせ、当該架空請求に係る謝金を回収し、これを当該学生の学会参加に係る旅費等に充てていた。



目的外使用、転売

研究目的で購入した消耗品を研究目的以外の用途に使用するとともに、購入した消耗品の一部を不正転売するなどし、私的に流用していた。

立て替え払いによる不正

立て替え払いを行う際、領収書の使いまわしや購入実態のない領収書をねつ造し、大学に対して図書を購入した虚偽の報告を行い、補助金を支出させ、プール金としていた。



不正使用に対するペナルティ

■ 科学研究費助成事業(科研費)の場合

研究費の返還(全額または一部、不正使用分+加算金) / 一定期間、応募資格の停止 / 他の競争的資金への応募資格の停止 / 氏名を含む不正な使用の概要の原則公表 * 刑事罰の対象となる可能性があります。

■ 他の競争的資金における不正使用に関しても同様の措置を受けることがあります。